

北海道開発局所管施設等の災害応急対策業務に関する協定

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部長（以下「乙」という。）とは、北海道開発局が所掌する事務に係る施設及び設備（以下「所管施設等」という。）の災害応急対策に係る業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、豪雨、豪雪、火山噴火、大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、所管施設等に係る応急措置の実施に関して、その支援のために必要な資機材及び労力の確保、動員の方法等に関する事項を定め、もって、甲乙間の協力体制を整備し、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は北海道開発局所管施設等における災害発生又は発生するおそれがある箇所とする。

（実施体制等の報告等）

第3条 乙は、所管施設等の応急措置に係る業務を速やかに実施することができる乙が認める会員（以下「乙の会員」という。）による編成表及び連絡系統（勤務時間外の連絡先を含む。）、資機材の保有状況その他必要な事項を書面により甲に報告するものとする。

2 前項の報告は、この協定の締結の日以後直ちに、第10条ただし書の規定により延長された場合にあってはその年の4月末日までに行うものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（出動等の要請）

第4条 甲又は甲が所掌する部長等（開発建設部長及び事務所、事業所若しくは管理所の長をいう。以下同じ）は、所管施設等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る応急措置を実施するため必要があると認めるときは、口頭又は書面により、乙の会員に出動を要請することができるものとする。ただし、口頭による場合は要請後速やかに書面による要請手続を行うものとする。

2 乙の会員は、前項の規定により甲又は部長等から出動の要請があったときは、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

3 甲又は部長等は、出動を要請するに当たっては、口頭又は書面により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 業務の内容
- (3) 出動の場所
- (4) 資機材の種類・数量
- (5) 甲又は部長等の指名により所管施設等の応急措置に係る業務の実施について指示する者
- (6) その他必要な事項

（業務の実施）

第5条 乙の会員は、前条第1項の出動の要請があったときは、速やかに出動し、甲又は部長等（前条第3項第5号に規定する者を含む。）の指示により所管施設等の応急措置に係る業務を実施するものとする。

（実施範囲の特例）

第6条 乙の会員は、甲又は部長等が特に必要として、第2条に規定する実施の範囲外における出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

（契約の締結）

第7条 甲又は部長等は、乙の会員が出動の要請を受け出動したときは、遅滞なく、当該会員と必要な契約を締結するものとする。

（損害の負担）

第8条 業務の実施に伴い、甲若しくは部長等又は乙若しくは乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は乙の会員に損害が生じた場合においては、乙又は乙の会員は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は部長等に報告し、その対応については甲又は部長等と乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

（訓練）

第9条 甲、部長等、乙及び乙の会員は、相互の協力体制の充実・強化を図るために、必要に応じ、出動の要請に関する訓練を実施するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出のないときは、引き続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に取り扱うものとする。

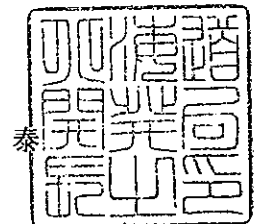
（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成24年 4月 1日

甲 北海道開発局長 高松 泰



乙 一般社団法人日本建設機械施工協会北海道支部長 熊谷 勝弘

